

## 第36回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月) 午後3時00分から午後4時45分

2. 開催場所 甲賀市共同福祉施設 教養文化室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席1番 緩利 哲治 委員  
議席2番 林田 清光 委員

## 8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第166号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第167号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第168号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第169号 農用地利用集積計画の決定について

○議案第170号 令和5年度農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見  
について

○議案第171号 事業計画変更承認申請審議について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告

6) 報告事項

○委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

事務局長 地平 勝弥

局次長 村田 浩司

係長 谷川 智彦

専門員 黒川 康司

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席1番緩利哲治委員と、議席2番林田清光委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第166号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
はじめに、3条調書、整理番号20について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第166号、整理番号20について説明します。議案書は2ページ、調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地の隣接居住者であり、これまでも譲渡人から借り入れし耕作されており、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号20については、議席7番小倉委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番小倉です。

譲受人、譲渡人それぞれの祖父同士が、昭和の初めの頃に口約束で譲渡され、それ以来譲受人がずっと耕作されていたとの経緯があります。今回、はっきりさせるため、双方が協議をされて、贈与の形で申請をされました。

現地確認は6月10日午後、大家推進委員と行いました。何ら問題なく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号13大家推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号13大家です。  
小倉農業委員の説明のとおりです。意見はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号20について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号20については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号21について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号21について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。  
譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し申請されました。譲受人は当該農地の隣接居住者であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号21については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。  
令和5年6月7日、申請者立合いのもと、橋本推進委員と現地確認を行いました。取得後も農地として活用されます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請地は、現在譲受人が一部を果樹園として耕作しており、譲受後も引き続き耕作されることから、農地利用最適化の推進にあたり、問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号21について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号21については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号22については、次の整理番号23と関連がございますので一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号22、整理番号23について説明します。まず、整理番号22についての参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地の近隣に居住しており、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号23について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。

なお、当該譲受人は整理番号22と同一人であり、これまでも譲渡人から借り

入れし耕作されており、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

整理番号22、23について、申請内容を審査した結果、2件何れも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号22および整理番号23については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

令和5年6月12日、申請者立会いのもと、橋本推進委員と現地確認を行いました。整理番号22は、昨年まで茶畑として地域の農家に管理をお願いされていましたが、今後は譲受人が農地として活用していく予定です。整理番号23は、今までも家庭菜園として活用しておられ、今後も農地として活用されますことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号19橋本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 整理番号22については、申請地は現在管理されていない茶園であり、譲受後は菜園として耕作する意図があることから、農地利用最適化の推進に問題はないと判断します。整理番号23については、申請地は現在、譲受人が野菜園として耕作しており、譲受後も引き続き耕作されることから、農地利用最適化の推進に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号22、整理番号23を一括してお伺いします。

議長 松下委員。

松下農委 議席8番、松下です。

確認ですが、譲受人は経営面積がゼロですが、新規就農もしくは家庭菜園だけされるのか教えていただきたい。

事務局 新規就農者ではありません。

議長 松下委員、よろしいか。

松下農委 はい。

議長 他にご質問等はございませんか。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号22について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号22については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号23について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号23については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号24について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号24について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。  
農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し家庭菜園を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、これまでも譲渡人から借り入れし耕作されており、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号24については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。  
令和5年6月10日、中本推進委員とともに譲受人立会いのもと、現地確認し説明を受けました。申請地は、譲受人が農地を野菜栽培の用地として使用することから申請されました。譲受人はすでに野菜を栽培され、農地も適正に管理されており、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号26中本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号26中本です。  
何ら農地利用最適化の推進には、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号24について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手多数】

議長 挙手多数でございます。  
よって、整理番号24については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号25について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号25について説明します。参考図は11ページ、12ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。  
申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、自己所有地にほど近い当該申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。



議 長 3条調書、整理番号25については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番田村です。  
北林推進委員と5月29日に現地確認を行いました。譲渡人は、相続により田を受け継がれましたが、現在遠方にお住まいですので、農地を管理することができず、困っておられたところ、近隣の農地を所有している譲受人が農地として耕作・管理すると伝えられたところ、双方の合意にいたりました。農地が維持管理できることは喜ばしいこともあることから、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号30北林推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号26中本です。  
農地利用最適化の推進には、支障ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号25について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号25については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号26について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号26について説明します。参考図は13ページ、14ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。  
申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、農地取得後は畑

として、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号26については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

現状をまず確認し、6月9日に譲受人と田中推進委員と私で、現地にて立会いし、説明を受けました。現地は現在、耕作放棄地で、今後農地の有効活用するには、譲受人の隣地でもあることから、最善の方法と考えます。譲受人に今回のこの農地を、すがる思いで農地の保全有効活用をお願いしたいものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号36田中推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号36田中です。

譲受人において、農地利用の有効化を図るとのことです。特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号26について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号26については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号27について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号27について説明します。参考図は15ページ、16ページです。申請地は、農業振興地域内の白字農地です。

申請地は不耕作であり、農業継続が困難となり農地処分を検討していた譲渡人と、農地の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣接所有者であり、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号27については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

2月に一度申請されましたが、取り下げされ、その後、見直しをされました。周辺地域に支障のないよう検討をされ、畑として使用されます。特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、区域番号36田中推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号36田中です。

譲受人の住居の近接地でもあります。取得後は畑として活用されます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号27について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号27については、許可とすることに決定いたします。

議案第166号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第167号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号9に議案第168号「農地法第5条第1項の規定による許

可申請審議について」の整理番号19と関連がございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第162号、整理番号4、と議案第168号、整理番号19については関連があることから、一括して説明します。議案書は5ページからで、4条調書は6ページ、5条調書は9ページで、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を住宅及び庭にするための申請です。今回、申請人の所有する農地においては、子夫婦が居住するための住宅を建築するにあたり、親子共同で住宅を建設されます。この場合、申請人は所有権に基づく転用事業を行うものとして第4条による許可申請が必要であり、また、子は土地の使用収益を受けるための第5条申請が必要となります。計画によると、申請者居宅の北側隣接地において、2階建て、建築面積89.02平方メートルの住宅を建築されます。建ぺい率は16.83パーセントです。区域内は現況の茶畑を伐採・伐根後、骨材入れ替えによる地盤改良を行い、整地調整されます。切土盛土による土地造成はありません。雨水排水は、敷地周囲にブロックを設置するとともに、敷地北側に設ける柵で集水し、既設管を通じて河川放流するほか、汚水排水は公共下水道への放流処理とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は借入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第4条第6項並びに農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号9および5条調書、整理番号19については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

令和5年6月15日、申請者立会いもと、橋本推進委員とで現地確認を行いました。申請地は茶畑です。今も親族の方に耕作をお願いしておられます。その一部を住宅用に転用されます。耕作人とも話をされ、同意を得られておられることから許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号19橋本推進委員が欠席ですので、事務局に意見を朗読させます。

事務局 申請地は現在茶園です。子ども夫婦が農業を引き継ぐため、市外から移住することとしたものの、実家で手狭なことから、新たに実家近くである申請地に住居

を建てることとしています。農業後継者の住居として使用することから、農地利用の最適化を推進するに問題はないものと判断します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺ひします。

議 長 　　小倉委員。

小倉農委 　　議席7番、小倉です。  
離れとの申請ですが、農家住宅という位置付けの離れということでよろしいか。

事 務 局 　　小倉農業委員の質問のとおり、農家住宅の離れとしての申請です。

議 長 　　小倉委員、よろしいか。

小倉農委 　　はい。  
それでは、息子さんが帰って来られるとのことですが、この方が今後農業に従事されるとの理解でよろしいか。

担当農委 　　実家は、昔からの大農家です。申請された息子さんは会社員です。帰ってこられる次女の婿も会社員です。しかしながら、この家は自分が守る約束で帰って来られるとのこと。農業従事者ではありません。

小倉農委 　　農業従事者とおっしゃってくださればよかったです。

議 長 　　小倉委員、よろしいか。

小倉農委 　　はい。

議 長 　　他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 　　【質問等なしの声】

議 長 　　ご質問等も無いようですので、まず、4条調書、整理番号9について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手多数】

議長 挙手多数でございます。  
よって、整理番号9については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして5条調書、整理番号19について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手多数】

議長 挙手多数でございます。  
よって、5条調書、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、4条調書、整理番号10について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10について説明します。参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請地を資材置場及び作業場にするための申請です。当該地は平成31年1月に同一人から同様の用途で申請があり、当時は農用地域内であったことから「一時転用」として許可がなされております。今般、令和5年4月の農振計画見直しにより農用地区域からの除外手続きが終わりましたので、転用申請をされました。農用地除外後の当該申請地は第2種農地と位置づけられますが、近隣地では適当な用地も無く選定については、やむを得ないと考えられます。申請隣接地において耕作中の農地はなく、新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号10については、議席19番、私北田が、説明いたします。

担当農委 あえて私からのご意見ございませんが、申請人は、山を所有され、建築資材、工事用の資材置き場であることから青地を除外され、転用の申請をされました。周辺に何ら影響のない場所で問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号43植西推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号43植西です。

事務局および北田農業委員の説明どおりで、何ら問題はありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号10について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号10については、許可とすることに決定いたします。

議案第167号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第168号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号14について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第168号、整理番号14について説明します。調書は8ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、自己居住用一戸建て専用住宅を目的とする、農地の売買です。計画によると、木造2階建て、建築面積92.70平方メートルの住宅を建築されます。建ぺい率は23.01パーセントです。区域内は全体的に盛土をされます。敷地境界にはブロック塀及びL型擁壁を配置することで周辺への土砂流出を防止されます。また、雨水排水は、敷地内に設ける柵で集水し、道路側溝に放流されるほか、汚水排水は公共下水道への放流処理とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。今回の、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし

ていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号14については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。

6月の11日、山中推進委員とで現地確認を行い、申請人から説明を受けました。また、地元改良組合長、そして近隣の方とも許可を得られています。何ら問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号1山中です。

申請地については、農地利用最適化に支障なしと判断します。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号14について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。

また、許可については甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定と同時許可となります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号15について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号15について説明します。参考図は26ページ、27ページ、土地利用計画図は28ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。



申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。申請によると、申請地の西側奥地の宅地を購入したものの、進入路が狭く敷地内に車両の駐車ができないことから、隣接地において駐車場の整備を計画されたものです。造成工事については、敷地凹凸部において砕石敷き均しにより整地する程度で、主だった工事はなく、周囲には見切りブロックを配置されます。雨水排水はこれまでどおり自然地下浸透とされ、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。なお、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号8については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

現地は黄瀬推進委員とともに、6月8日に確認し、譲渡人から聞き取りを行いました。申請地の登記簿上の地目は畑で、公簿上の面積は1022平米ですが、その約7割を畑として管理され、残り約3割が現況地目のまま市道認定されて、所有者並びに近隣住民の生活用通路として、供されている土地です。申請者である譲受人は、土地当該の奥にある敷地及び建物を購入されましたが、敷地への進入路が狭隘で車の駐車に苦慮されており、譲渡人との間で敷地に隣接する今回申請の土地を譲渡することで、双方合意に達し、今回の農地転用許可申請に至ったものです。譲受人は申請土地のうち、70平方メートルを駐車場として、残りの32平方メートルを進入路として利用される予定ですが、周囲をブロックで囲い、土砂等で埋め立て、自然浸透による排水とし、周囲の農地への影響は何らないものと考えられます。譲受人、譲渡人とも土地の権利移転を強く希望されており、利用目的等を勘案して、特に問題もなく、許可することが妥当であると認められます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号8黄瀬推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号8黄瀬です。

当申請地は住宅地に隣接しており、農地利用最適化の推進に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

- 議 長           ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号15について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員           【挙手全員】
- 議 長           挙手全員でございます。  
よって、整理番号15については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長           続きまして、5条調書、整理番号16について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局           整理番号16について説明します。参考図は29ページ、30ページ、土地利用計画図は31ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。  
申請内容は、住宅の庭を目的とする、農地の売買です。申請地については、農用地区域であったことから令和5年4月の農振計画見直しによる農用地除外を受けて、申請をされました。新たな造成は行わず、住宅の庭として、利用されます。また、雨水排水は現状どおり自然地下浸透とされ、転用による周辺農地への被害はないと考えます。今回の、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長           5条調書、整理番号16については、議席7番小倉委員、説明をお願いします。
- 担当農委           議席番号7番小倉です。  
譲受人は、申請地が除外となったため、売買をされます。周辺の3筆を含めて2年前から相談を受けていました。また、県外から3世代が移住されています。今後、農地の管理、庭となっていますが、畑に利用されるなどしっかり管理していただけるということです。  
現地確認は、5月20日、谷川推進委員とともに、申請人の妻から説明を受け、意向の確認もしました。空き家が増えている中で、県外から移り住んでいただいたことで、地元の住民の方も喜んでいる次第です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長           続いて、区域番号12谷川推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号12谷川です。  
特に問題はありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号16について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号17について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号17について説明します。参考図は32ページ、33ページ、土地利用計画図は34ページです。非線引き都市計画区域内の第3種農地です。  
申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、申請人が営む工場での来客用駐車場を、本社東側の従業員用駐車場内にスペースを設けて利用をしているものの不便であったことから、国道から直接進入できて利便性のよい当該申請地を、来客用駐車場として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水はこれまでどおり自然地下浸透にて処理するほか、北側の道路側溝および南側の既設水路により放流することから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号17については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。  
昭和60年頃、譲渡人の要請により、この土地を賃貸借にて一部、仮事務所の建設を許可されました。現在の事務所は、平成10年に新築され、仮事務所は物置として利用されています。また申請地は、更地として現在管理されています。

現在、会社従業員の駐車場横に来客用駐車スペースを設けられていますが、来客の利便性を考え、国道から直接出入りできる駐車場を整備する目的として、譲渡人にお問い合わせされたところ、売買が成立し、申請に至りました。駐車台数は5台程度です。雨水対策は、既設の南側の国道の排水溝に放流されます。また、地元会長組合長の同意も得られています。綾戸推進委員とともに、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 当地は顛末案件ではありますが、10年以上前から更地となっていた場所で、今後農地として利用する目途もなく、また、近隣に農地はなく、何ら問題なく許可相当と考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号17について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号18については、**議案第171号「事業計画変更承認申請審議について」**の整理番号2と関連がございますので、一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号18と、議案第171号、20ページの事業計画変更の整理番号2については関連があることから、一括して説明します。参考図は35ページ、36ページ、土地利用計画図は37ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。本件は転用事業者が令和3

年7月に5条許可を受け、工場増設に伴う従業員用駐車場のために転用を行うものでした。その後、土地の所有権移転がされた後に、申請隣接地において、同一譲渡人との間でさらなる用地交渉が進んだため、転用事業を中断されていました。引き続き駐車場用地を取得したい譲受人と譲渡人との間で、売買の合意ができたことから、今回、中断した転用事業を再開する形で「事業計画変更申請」を、また、新規に駐車場拡大する部分を5条許可として申請されたものです。計画によると、当初18台分の駐車台数の予定から21台分に拡張し利用されます。申請地は第2種農地ですが、駐車場を確保するにあたり、本社工場の近接地で適当な代替地がなかったことから、選定はやむを得ないと考えられます。造成工事については、市道からの出入り部についてのみ盛土とし、全体的には切土により行われます。出入り部は間口4mとし、西側出入り部には周囲にフェンスを設置することで安全対策を図られます。地表面は地盤改良の上で砕石舗装とされ、雨水は敷地周囲に設置するU字溝を通じて集水桝に集め、道路側溝に管により放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号18および事業計画変更承認申請、整理番号2については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲受人は製菓会社であり、近年取扱い品目も増え、製造工場の建設に伴い、従業員も増えています。したがって従業員の駐車場の増設が必要不可欠とのことであり、また駐車場から工場までできる限り近くが望まれるなか、不耕作地である当該申請地が最も適地であることから、売買の商談がまとまり、申請に至りました。雨水排水対策計画は、周囲に排水溝を設け、側溝に排水されます。周囲に農地はなく、問題はないと考えます。また、地元改良組合長の同意も得られています。

また議案第171号の事業計画の変更承認申請についても、今の5条申請の社員駐車場として、転用面積が増加することによるものです。諸般の事情により、この土地のみ交渉が留まっていたましたが、今年2月頃から交渉が再開され、売買が成立し、申請にいたりました。箭田農地利用最適化推進員ともども許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、意見をお願いします。

- 担当推委 区域番号18箭田です。  
事務局ならびに田畑農業委員の説明のとおりで、農地利用の最適化の推進に支障ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、まず議案第171号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号2について、採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、議案第171号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号2については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号18について、採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手多数】
- 議 長 挙手多数でございます。  
よって、5条調書、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。  
また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と同時許可となります。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号19については、先ほど審議を終えていますので、整理番号20について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号20について説明します。調書は10ページ、参考図は38ページ、39ページ、土地利用計画図は40ページです。市街化調整区域内の第2種農地です。  
申請内容は、工場増築を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、申請人が営む工場用地として隣接地において既存の工場の増築をされるものです。申請

地は第2種農地ですが、工場隣接地で既存の建物を増築するにあたり適当な代替地がなかったことから、選定はやむを得ないと考えられます。新たな造成工事はなく、雨水排水はこれまでどおり自然地下浸透にて処理するほか、南西農地は申請地から一段高い位置にあり、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号20については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

6月10日、譲渡人の代理人と田中推進委員とで現地にて説明を受けました。この工場の増築に伴い、長年迷惑をかけることなく、経過したということです。昭和48年に先代が計画され、増築されたとのこと。経過状況を整理するために5条申請がなされました。工場用地として利用され、特に問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号36田中推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号36田中です。

すでに工場用地として利用されているところです。福井農業委員の説明のとおり、状況を整理するための申請とのこと。やむを得ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号20について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号20については、許可とすることに決定いたします。

議案第168号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第169号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第169号について説明します。議案書は11ページからです。  
今月の決定は4件です。12ページの利用権設定総括表をご覧ください。賃貸借権の設定の面積は9,505平方メートルです。借り手、貸し手と農地の所在、面積、期間等は、13ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手の農地台帳による経営状況は15ページのとおりです。  
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第169号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、議案第169号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。  
議案第169号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第170号「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案にかかる意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第170号について説明します。議案書は16ページからです。  
農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。  
この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。  
17ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手と



なる（甲）、農地の受け手となる（丙）の農地の所在、面積、期間等は記載のとおりです。また、賃貸借権の設定の面積は、合計3,015平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、18ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第170号について採決いたします。  
「農用地利用集積等促進の計画案」に関して意見なしとして意見を付すことに賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、議案第170号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。  
議案第170号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。  
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は21ページから23ページ、参考図は41ページから47ページです。  
今月は、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が6件です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、次の報告案件2に移ります。

議 長 続きまして、報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。今月の田畑転換等農地の形状変更の届出は3件で、調書は24ページ、参考図は48ページです。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 報告案件は以上です。  
これで、審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。  
まず、報告事項1-1 甲賀市農地利用最適化推進委員の候補者について、甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から、伴委員長お願いします。

伴委員長 甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（6月2日）結果報告

議 長 続きまして、報告事項1-2 制度検討委員会から、小倉委員長お願いします。

小倉委員長 制度検討委員会（6月2日）結果報告

議 長 続きまして、報告事項2 事務局報告事項について、事務局から順次説明をお願いします。

事務局 ・経過と予定  
・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告

議 長 報告事項は以上です。  
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。